

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和2年度	次回見直し予定	令和7年度
条 例 名	食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例				
条 例 番 号	平成12年神奈川県条例第8号	法 規 集	第8編第5章		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条 例 の 概 要	食品衛生法の規定に基づく営業の施設基準（施設基準）等、食品衛生に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、食品の安全性を確保するため、また、飲食に起因する衛生上の危害（食中毒等）の発生を防止するため、食品衛生法に基づき必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例では、営業許可の基準として施設基準を定めており、食品衛生を確保するため、有効に機能している。 なお、食品衛生法が改正され、営業許可業種の施設につき、都道府県が参酌する基準が規定されたことから、当該基準に適合するよう、本条例における施設基準を見直す必要がある。			令和2年9月現在 ・食品営業許可施設数 32,546施設 ・報告営業施設数 11,094施設 ・給食報告施設数 987施設 (いずれも県所管域)
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例では、食品衛生のための必要最低限の基準を定め、当該基準に基づき効率的に食品衛生の確保を図っている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」主要施策の政策分野Ⅱ「安全・安心」の「3生活の安心の確保(1)食の安全・安心の確保」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、食品衛生法の規定に基づき、施設基準等を定めた条例であり、憲法、法令には抵触しない。			
	その他				
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 より有効性のある内容とするため、改正食品衛生法に基づき、条例に規定する施設基準等の改正及びその運用の改善等を検討する必要がある。			